

論文審査の結果の要旨および担当者

| | | | |
|------|---|---|---|
| 報告番号 | ※ | 第 | 号 |
|------|---|---|---|

氏 名 NILLSUWAN Benjamas

論 文 題 目

Politics of Intellectual Property and Access to Affordable Medicines: Problems and Conflicts in Intellectual Property Rights Regime

知的財産と入手可能な価格の医薬品へのアクセスをめぐる政治－知的財産権レジームにおける問題と紛争

論文審査担当者

主 査

| | | | |
|----|-------|-----|--------|
| | 名古屋大学 | 教授 | 西川 由紀子 |
| 委員 | 名古屋大学 | 准教授 | 石川 知子 |
| 委員 | 名古屋大学 | 准教授 | 岡田 勇 |
| 委員 | 名古屋大学 | 教授 | 島田 弦 |
| 委員 | 神戸大学 | 教授 | 川島 富士雄 |

論文審査の結果の要旨

1. 論文の概要と構成

本研究は、知的財産権をめぐる国際的に保護水準を統一させた世界貿易機関（WTO）による知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定、1995 年発効）を中心とするレジームに着目し、特に HIV/AIDS 薬を含む医薬品の知的財産権に焦点をあて、タイの事例を通して多様な主体が関連する他のレジームとどのようにかわり、どのような政治的戦略をもって対応してきたのかについて解明したものである。

薬品および製薬産業にとって、TRIPS は、特許、企業秘密、商標の三分野の保護基準を国際化する重要なものとなったが、モノや方法に関して技術分野で差別することなく特許を付与するよう加盟国に義務付けており、これは特許医薬品の価格のみならず後発医薬品産業にも影響をおよぼしている。知的財産権をめぐる規制は 1980 年代から飛躍的に拡大し、国際的規制の仕組みを作り出すために貿易制度が用いられてきたが、米国は世界における知的財産の主要輸出国として、この貿易体制を通じた知的財産権の国際化から得るものが多かった。しかし、知的財産権保護に係る国際的規制の中進国や途上国に対する経済的および社会的影響は深刻である。特に医薬品をめぐる知的財産権については、HIV/AIDS やその他の感染症のための治療薬への価格に反映され、こうした薬品へのアクセスに重大な影響をおよぼすことから、各国では、医療や薬品に関連する公的機関や企業のみならず、公衆衛生や人権をめぐる非政府組織や活動家団体などの主体を巻き込んだ政治的衝突がみられる。知的財産権をめぐることは、今日の米中関係に象徴されるように、国際貿易交渉における一つの焦点となることも少なからずみられ、法および政治の両側面からの分析・研究が求められる。

本研究はこのような知的財産権をめぐる国際関係を背景において行われ、今日の国際貿易環境において、知的財産権をめぐる国際なレジームがいかに変化してきたのか、国家とその他の主体は、知的財産権をめぐるレジームを含む多様な国際（重複）レジームにどう対応しているのかという 2 つの課題を設定している。1 つ目の課題については、既存研究、知的財産権をめぐる国際的レジームをめぐる今日までの発展過程に関する既存研究を踏まえて、巨大地域的な協定を含む近年の変化について検討している。2 つ目の課題については、タイを事例とし、2006 年から 2008 年の HIV/AIDS 特許薬の強制実施許諾をめぐる政治を解明し、どのような政治戦略が用いられたのかを明らかにした。

本論文では、国際政治およびグローバル・ガバナンス論で論じられるレジーム論に関する先行研究を踏まえて、知的財産権をめぐる国際レジームを、弱い立場にある中進国および途上国の視点から検討したことにより新しい知見が示された。知的財産権をめぐる比較的弱い立場にある国にとって、多様な主体が関与するレジームにおける主体間の協力には、特定のレジームのみについて検討するよりも、複数の部分的に重なり合う重複レジームが併存すること（regime complex）を踏まえて政治的選択を行うことが有益であることを指摘する。実際、タイは複数の

論文審査の結果の要旨

レジームにおいて、自らの立場に最も適したレジームを選択する（いわゆるフォーラム・ショッピング *forum shopping* を行う）ことや、現状に不満足なアクターが、現状を変えるべく当該問題が扱われているレジームとは異なるレジームでその問題を扱おうとするレジーム・シフティング (*regime shifting*) といった政治的戦略を選択していることが指摘された。

また、知的財産権の分野では弱い立場にあるとされる途上国が取り得た戦略として、タイの事例から次のような示唆を導いている。第一に、レジーム・シフティングの戦略が選択される理由は、ルールが作られた後でマイナスの結果が起るとアクターが想定するからであること、第二に、レジーム・シフティングの過程では、先進諸国の強国や国際機関などの機関の後見が重要となること、第三に、多様な主体がレジーム・シフティングの戦略に集団的に参加していることである。例えば、タイにおける HIV/AIDS 薬へのアクセスをめぐることは、知的財産権に関与する機関のみならず、国家人権委員会のような公的機関、公衆衛生分野の官僚、非政府組織、国際および国内活動家が、公衆衛生と人権の問題としてこの問題をとらえて参画している。

本論文は全 7 章からなる英語論文である。第 1 章は研究課題、研究課題の提示と方法論、第 2 章は知的財産をめぐる政治と国際レジームに関する既存研究のレビュー、第 3 章は知的財産権レジームの歴史の変遷と知的財産権をめぐるルールが今日の国際貿易レジームにおいて国際化してきた過程について概観している。第 4 章は昨今の知的財産権の国際レジームにおける衝突と紛争について論じており、知的財産権レジームが WTO 下で国際貿易を行う国の政策空間 (*policy space*) を狭めていることを指摘する。第 5 章は近年の TRIPS 後の時代における新しい動向を含む知的財産権の問題をめぐる重複レジームについて考察している。これら第 3 章から第 5 章の議論から、知的財産権をめぐるルールは国際化されてきたが、TRIPS 後の時代である昨今では、WTO 下の多国間主義が困難となり、地域的および二国間の貿易協定に置き換わるようになってきていることが明らかにされた。第 6 章は本研究の 2 番目の課題であるタイの国際レジームに対する政治戦略について明らかにしている。2006 年から 2008 年までを対象にした薬品をめぐる強制実施許諾に関するタイの事例から、タイの貿易政策決定に重要な要素として、①大国（特に米国）との関係、②経済主体の行動、③知的財産権をめぐる国際レジームの応諾、④HIV/AIDS と薬価に関する既存の政策の 4 つが作用していることを明らかにしている。そのうえで、今日の貿易政策においては、重複レジームを認識したうえで、レジーム・シフティングの政治的戦略が有用であると提起している。第 7 章は結論として本論文のまとめを行っている。

本研究の成果の一部は、2018 年に査読付論文として、雑誌 *Asian Journal of Public Affairs* に掲載されている。

2. 論文の評価

本論文は、学位論文として以下の点が評価される。

論文審査の結果の要旨

(1) 知的財産権に関して政治側面から検討した研究はそれほど多くないが、知的財産権に関する国際的規制の仕組みを作り出すために貿易制度が用いられてきた系譜を明らかにするだけでなく、歴史的な変遷を踏まえて、いかに今日までに地域間および二国間関係へと変化を遂げてきたのかという動的な分析を行っており、国際レジームをめぐる国際政治学領域およびグローバル・ガバナンス領域の既存研究への貢献が大きい。

(2) 本研究では、タイにおいても政治的にセンシティブな問題を含む医薬品をめぐる重複レジーム内で特に影響が大きい主体を特定し、これまで十分に明らかにされていなかった国内アクターを含む関係を解明した。タイ国内の医薬品の知的財産権に関わるアクターは、医薬品会社や保健省（医薬品庁）などの医薬品に関わる主体のみならず、公衆衛生や人権に関連する公的および私的機関が含まれる。医薬品の知的財産権をめぐるタイの国内アクター間のポリティックスを明らかにした既存研究はなく、本研究の独創性として評価される。

(3) タイの医薬品をめぐる知的財産権に関連する重複レジームを踏まえて、いかなる政治的選択があり、それらのうちいずれが用いられ得るのかを検討するにあたり、タイの国内政治のみに着目するのではなく国際レジームの動態を踏まえて国内政治と今日の国際政治を架橋する分析を行った点は評価される。

但し、本論文は以下の点において改善すべき点があることが指摘される。

(1) 本論文は政治学の観点から知的財産権をめぐる国際レジームについて分析した研究であるが、TRIPS 協定を中心とする知的財産権の国際的規律を対象に含む学術的研究において法的な側面は重要であり、法と政治を架橋する分析が期待される。本論文における法的議論は、本研究課題に求められる法的側面の説明は含むものの、法的側面と政治的側面を架橋する分析にまでは至っていない。

(2) (1) の点にもかかわるが、事例研究においても、国際法規範を踏まえて、知的財産権をめぐる重複レジームにおいて必然的に生じる紛争・政治的衝突の根幹にはどのような問題があり、その問題に対していかなる規範的解決策があり得るのかなど、法規範を踏まえたうえでタイの政治的戦略を検討することが求められるが、この点については不十分な箇所が見受けられる。

(3) 知的財産権をめぐるルールがいかに国際化されてきたのかを明らかにし、今日の世界における貿易環境との接点を明らかにしているが、国際貿易をめぐる昨今の変化と歴史的な変遷との接点について、近年の変動的な状況を十分に取り込んだ議論がなされていない点もある。

論文審査の結果の要旨

このように、分析の踏み込みに関しては課題が残るものの、これは本研究の博士論文としての価値を損なうものではない。多様な分野の関係主体が複雑に作用する重複レジームにおいて、タイのように知的財産権をめぐる弱い立場にある国にとっていかなる戦略が用いられ得るのかを明らかにしており、それらの分析には優れた点がみられる。このことから本論文は、博士論文として期待されるレベルに達していると判断される。

3. 結論

以上の評価により、本論文は、博士（国際開発学）の学位に値するものであると判断し、論文審査の結果を「可」と判定した。